

みんなで支え合う

国民健康保険



平成24年4月1日から

高額な外来診療を受ける場合には
「限度額適用認定証」の交付を
申請してください

70歳未満の国民健康保険加入者が
診療を受け、自己負担分（医療費の3
割または2割）が下表の限度額を超
える場合、「限度額適用認定証」（住民
税非課税世帯は「限度額適用・標準負
担額減額認定証」を医療機関等に提
示することで、支払いが限度額まで
となります。

これまでの制度では、入院の場合
のみ「限度額適用認定証」が利用でき
ましたが、平成24年4月1日からは、
高額な外来診療の場合でも利用でき
ることになります。

入院する場合や高額な外来診療を
受ける場合は、事前に役場住民課保
険年金担当へ「限度額適用認定証」の
交付申請をしてください。

○申請時に必要なもの

・印鑑（スタンプ式でないもの）

・「限度額適用認定証」が必要な方の
被保険者証

・窓口に来られた方の本人確認がで
きる書類

※ご本人または世帯員の方以外の申
請時には委任状が必要となります。

（注意事項）

※国民健康保険税を滞納している世
帯には交付できません。

※平成24年3月31日までに交付され
た「限度額適用認定証」でも、記載
された有効期限までは高額な外来
診療を受ける場合に使用すること
ができます。

※複数の医療機関への支払いで限度
額を超える場合は、これまでどお
り高額療養費の申請をしてください。
※70歳以上の方は高齢受給者証を提
示することで支払いが限度額まで
となります。ただし、住民税非課税
世帯の方は、申請が必要となりま
すのでご相談ください。

「限度額適用認定証」の有効期限は、
申請した月の初日（申請した月に国
保に加入した方は、国保被保険者に
なった日）から、翌年度の7月末日（申
請をした月が4月から7月までの場
合はその年の7月末日）までとなり
ます。
有効期限を過ぎても「限度額適用
認定証」が必要なときは、再度申請が
必要です。

■自己負担限度額【70歳未満】（月額） ※1

所得区分	3回目までの限度額	4回目以降の 限度額 ※2
上位所得者 ※3	150,000円 + 医療費が500,000円を超えた場合 は、その超えた分の1%を加算	83,400円
一般	80,100円 + 医療費が267,000円を超えた場合 は、その超えた分の1%を加算	44,400円
住民税非課税 世帯 ※4	35,400円	24,600円

※1：自己負担限度額【70歳未満】（月額）につ
いては、平成23年度の内容であり、今後の制
度改正により変更となる可能性があります。

※2：過去12か月間に、ひとつの世帯で高額療
養費の支給が4回あった場合の4回目以降
の限度額

※3：「上位所得者」は、同一世帯のすべての
国保被保険者の基礎控除後の総所得金額の
合計が600万円を超える世帯

※4：「住民税非課税世帯」は、同一世帯の世
帯主およびすべての国保被保険者が住民税
非課税の世帯

◆問い合わせ先

住民課 保険年金担当

☎ ⑤2 6571 有線⑤ 7784

健康づくりフォーラム

～誰もがすこやか元気に暮らす
まちをめざして～を開催します！

◆と き 3月11日(日) 午前9時15分～

◆ところ わたむぎホール虹 ほか

◆主な内容

シンポジウム

（パネラー：健康づくり実践団体等）

健康チェック（血管年齢測定など）

健康食等の試食

啓発作品の展示

さわやかウォーキング

（主催：健康推進 協議会）

一人ひとりが持つ宝

『健康』について、

みんなで見つめなお

してみましょう！

ご参加お待ちしております。



◆問い合わせ先 住民課 保険年金担当

☎ ⑤2 6571 有線⑤ 7784